

安城市建設工事入札参加資格総合数値算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保と市内建設業者育成のため、安城市が発注する建設工事の入札に参加しようとする建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）の総合数値の算定に必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 資格審査は、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）第5条の規定に基づき提出された競争入札参加資格更新審査申請書（工事）について行うものとする。

(総合数値)

第3条 総合数値は、法第27条の29に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）に、主観点を加えたものをいう。

2 安城市に本店のない建設業者又は前年度の工事成績評定のない建設業者は、総合評定値を総合数値とする。

3 主観点の算定は、毎年度9月1日を基準日として、次により算出する。ただし、少数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

$$\text{主観点} = (A - 60) \times 4 + B + C - D + E + F + G$$

A 前年度の工事成績評定平均点（60点未満の場合は、60点とする。）

B 前年度の工事成績評定件数点

業種	10点	20点	30点	40点
土木一式工事 水道施設工事	2～5件	6～10件	11～15件	16件以上
上記以外の工事	2件	3件	4件	5件以上

C ISO等承認取得点

ISO14001、ISO9001、エコアクション21又はVE（バリューエンジニアリング）取得件数 各20点

ただし、ISO14001とエコアクション21については、重複して加算しないものとする。

D 入札参加停止経歴点（基準日前１年間、小数点以下は切捨て）

入札参加停止月数×５点

E 前年度の工事成績評定加算点（工事１件につき）

A評定 ＋２０点

D評定 －２０点

E評定 －５０点

F 安城市災害緊急協力事業者登録加算点及び安城災害対策建設協力
会会員登録加算点

登録事業者 各２０点

G 障害者雇用加算点

障害者手帳を有する者を雇用している事業者 ＋２０点

（主観点の有効期間）

第４条 主観点の有効期間は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までとする。

附 則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年８月１０日から施行する。